

第24回

PTA 総会資料

議案	参考資料
第1号議案	令和5年度新河岸小学校 PTA 活動報告
第2号議案	令和5年度 PTA 決算報告書
第3号議案	令和5年度 PTA 役員解任・令和6年度 PTA 役員承認・PTA組織図
第4号議案	令和6年度新河岸小学校 PTA 活動計画案
第5号議案	令和6年度 PTA 予算案
第6号議案	PTA会則改定及び運営細則、個人情報取扱規則改定(組織図)
第7号議案	PTA会則改定及び運営細則改定(教職員の会費、退会時の返金)
第8号議案	運営細則改定(その他)

【第1号議案】

令和5年度 新河岸小学校PTA 活動報告

	役員会	クラス委員			
		1	2	3	選挙管理委員会
4月	運営委員会①、R4年度役員会 会計監査 副会長研修会	新クラス委員顔合わせ会	新クラス委員顔合わせ会	新クラス委員顔合わせ会	新クラス委員顔合わせ会
5月	PTA総会(書面) 給食費監査 青少年健全育成高島平地区委員会 総会			イベント逃走中準備	
6月	役員会① PTA会費引き落とし	ガッキー便り発行		イベント逃走中実施	
7月	役員会② 小P連志村B地区情報交換会アン ケート実施 新河岸祭り				
8月	ナゾトキテスト 盆踊り出店				
9月	役員会③				
10月		運動会お手伝い	地域パトロール 「こども110番継続のお願 い」配布作業 運動会お手伝い	運動会お手伝い	
11月	役員会④				選考用紙配付・開票
12月	役員会⑤	新役員選考	新役員選考	新役員選考	新役員選考
1月	肝試し				
2月	役員会⑥ 運営委員会② 花火大会	運営委員会 相撲大会お手伝い	運営委員会 相撲大会お手伝い	運営委員会 相撲大会お手伝い	信任投票用紙配付・開票 新役員内定配付
3月	役員会⑦ 新旧役員顔合わせ 次年度行事日程決め 教材費監査 R6年度会長・副会長研修会				

小P連…板橋区立小学校PTA連合会

令和5年度PTA決算報告書

2023年4月1日～2024年3月31日

単位:円

前年度繰越金	総収入	総支出	次年度繰越金
766,077	226,150	229,806	762,421

<収入の部>

単位:円

項目	収入	摘要
会費	216,112	1700円×127世帯(教職員含む) +450円(転入1世帯)
受取利息	24	
雑収入	10,014	盆踊り売上
合計	226,150	

<支出の部>

単位:円

項目	予算額	決算額	摘要
涉外費	15,000	0	近隣校・地域祝い金、小P連会議費他
慶弔費	10,000	0	慶弔電費用
印刷費	5,000	4,928	コピー、印刷代
交通費	2,000	2,100	涉外活動における交通費
事務費	10,000	3,544	事務用品・備品等
運営費	40,000	27,077	記念品・諸行事・会議・新河岸VC大会参加費等
保険費	23,000	24,220	200円×家庭数(120世帯)+手数料
PTA分担金	5,500	5,050	小P連分担金(35円×児童数138名)+手数料
イベント運営費	80,000	128,816	クラス委員イベント逃走中・肝試し・花火
予備費	20,000	5,075	転出返金、手数料等
特別支出		28,996	余剰金返還:図書室へ本の寄付
合計	210,500	229,806	

<周年行事積立金>

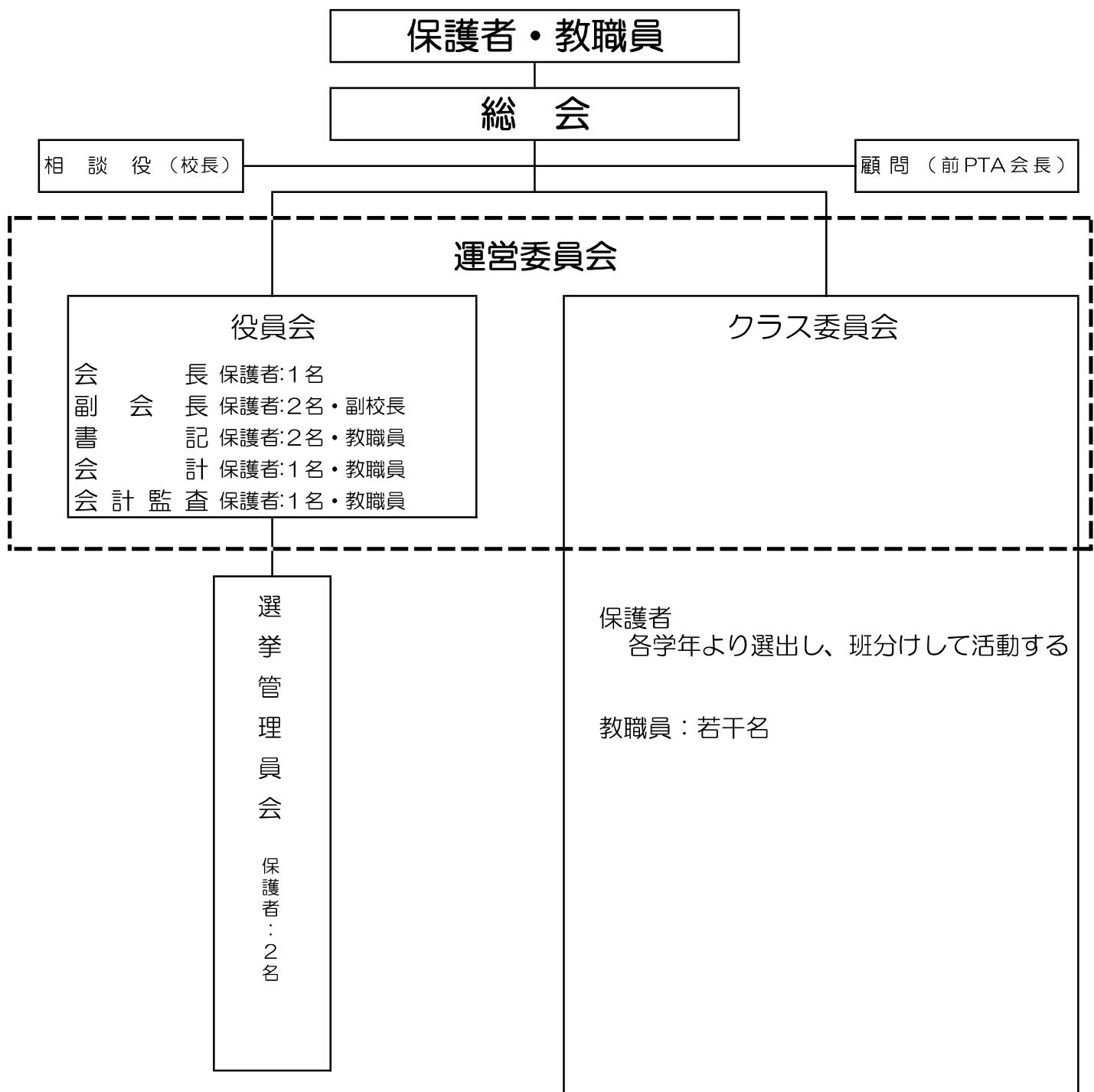
前年度繰越金	収入	支出	次年度繰越金
850,000	0	0	850,000

監査の結果、相違のない事を証明致します。

令和 年 月 日 会計監査

会計監査

新河岸小学校PTA組織図



【活動方針】 新河岸小学校PTAは、互いに協力しあいながら、子供たちの健やかな成長と会員同士の親睦を深める事を目指して活動します。

【主な役割】

役員会	PTA総会 新河岸まつり出店・小学校PTA連合会活動など
会計監査	PTA会計の監査
クラス委員会	がっしー便り作成、イベント企画・実施 地域パトロール、「こども110番継続のお願い」配布作業 学校公開受付、運動会受付、学習発表会受付、役員選出など
選挙管理員会	役員選出と内定のお知らせ配布

【第4号議案】

令和6年度 新河岸小学校PTA 活動計画案

	役員会	クラス委員			選挙管理委員会
		各班共通	1班	2班	
4月	運営委員会①、R5年度役員会会計監査	運営委員会①			運営委員会①
5月	PTA総会(書面) 給食費監査 役員会① 青少年健全育成高島平地区委員会総会	イベント手伝い	ガッキー便り編集・発行	イベント企画、実施	選挙管理委員会
6月	役員会② PTA会費引き落とし				
7月	役員会③ 新河岸祭り				
8月	盆踊り出店				
9月	役員会④	イベント手伝い		イベント企画、実施	選挙管理委員会
10月		運動会お手伝い イベント手伝い	地域パトロール 「こども110番継続のお願い」配布作業		
11月	役員会⑤	学習発表会お手伝い イベント手伝い 役員選出			
12月	役員会⑥	イベント手伝い 役員選出		新役員選考	選考用紙配付・開票
1月	役員会⑦	イベント手伝い			
2月	役員会⑧ 運営委員会②	運営委員会②			
3月	役員会⑨ 新旧役員顔合わせ 次年度行事日程決め 教材費監査 R7年度会長・副会長研修会				

※ 各活動は、小学校の方針に基づき、中止又は延期となる場合があります。

※運営委員全体会 2/15(土)14時からです

令和6年度PTA予算案

2024年4月1日～2025年3月31日

<収入の部>

単位:円

項目	収入	摘要
会計収入	225,000	1,700円×120世帯(教職員1500円×14名含む)※見込み人数
前期繰越	762,421	
合計	987,421	

<支出の部>

単位:円

項目	予算額	摘要
渉外費	5,000	近隣校、地域祝い金、小P連会議費他
慶弔費	10,000	慶弔費
印刷費	5,000	ガッシー便り・コピー・用紙代等
交通費	2,000	渉外活動における交通費
事務費	10,000	事務用品 備品等
運営費	25,000	記念品・諸行事・会議・新河岸VC参加費等
保険費	23,000	200円×家庭数+手数料
PTA分担金	5,500	小P連 分担金35円×児童数+手数料
イベント等運営費	80,000	イベント費
予備費	20,000	備品、PTA会費返金等
次年度繰越金		令和7年度へ繰越
合計	185,500	

以下の会則改定案において、削除する記載は取消し線で示します。

【第6号議案】

委員統合の試験的運用を取りやめ、組織図を変更する。それに伴い、
第一・五・六・七章、運営細則1、個人情報取扱規則 4.8.17 を変更する。

PTA 会則改定案1（組織図の変更）

＜現行＞

第一章 総 則

3. 本会は活動を充分にするために次の事業部を置く。
 - (1) 学級委員会
 - (2) 文化広報委員会
 - (3) 校外生活委員会
 - (4) お手伝い委員会

第五章 役員・正副委員長・部員

1. 本会に次の役員を置く。
 - (2) 副会長 3名以上（保護者2名以上・副校长）
 - (4) 会 計 3名（保護者2名・教職員）
 - (5) 会計監査 2名（保護者1名・教職員） 計12名以上
2. 役員の任期は二年とする。但し会長は三年を限度とする。補欠者の任期は、前任者の残余期間とする。
4. 本会に下記の委員長、副委員長、部員を置く。
 - (1) 学級委員会（委員長1名・副委員長1名・教職員1名）
 - (2) 文化広報委員会（委員長1名・副委員長1名・教職員1名）
 - (3) 校外生活委員会（委員長1名・副委員長1名・教職員1名）
 - (4) お手伝い委員会（委員長1名・副委員長1名・教職員1名）

計12名
5. 役員、委員長、副委員長、部員の選出は次による。
 - (2) 選挙管理委員会は毎年4月に卒業学年である6年生保護者から2名選出し、その年の役員12名をあわせた計14名により構成する。但し、選挙管理委員長は卒業学年保護者から選出する。
 - (3) 各委員会の委員長、副委員長は選考された部員の中より選出し決定する。

6. 各役員、委員長、部員の任務は概ね次の通りとする。
 - (6) 各委員長は会務を統括しその推進を図ると共に運営委員会に提出する議案を作成する。
 - (7) 各部員は各委員会の会務を分担する。
7. 委員長、副委員長の任期は一年とする。

第六章 会議

1. 本会は次の通り会議を開く。
 - (2) 運営委員会は総会に次ぐ決議機関とし、役員及び各委員長・副委員長をもって構成し、総会に提案する原案の作成、各部よりの議案等重要事項を審議し調整する。召集は会長が行う。
 - (3) 各委員会は委員長が召集する。

第七章 事業

1. 本会は次の事業を行う。
 - (1) 学級委員会は学級児童の幸福と会員相互の意識の向上と親睦を図り意見を収集し他の部に反映する。
 - (2) 文化広報委員会は会員相互の意識向上を図ると共に会報を発行し情報の伝達と意見の交換を図る。
 - (3) 校外生活委員会は校外における児童の健全育成のために情報収集等を行い他の部に反映する。
 - (4) お手伝い委員会は学校行事またはP.T.A活動において児童の安全を図るとともに円滑な活動の為の補助を担う。

運営系田貝り

1. 事業運営に関する細則
第7章の事業運営に関し、各委員会は次の活動を行うものとする。また、各委員は委員会の活動の他、P.T.A活動全般について相互協力する。

①学級委員会	学年交流会・給食試食会・廃品回収の分担決定等
②文化広報委員会	会報誌発行
③校外生活委員会	地域パトロールの企画・「こども110番継続のお願い」配布作業・高島平まつりのお手伝い
④お手伝い委員会	公開授業・運動会・学習発表会などの受付、夏祭りの補助等
⑤その他	サッカーの練習及び試合への参加、バレーボール（新河岸V.C.）の練習及び板橋区小学校P.T.A連合会バレーボール大会への参加等

個人情報取扱及規則

(取扱者)

4. 本会における個人情報データベースの取扱者は、役員・委員長とする。
(利用)

8. 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

(3)会員・役員・委員長・副委員長・部員等の名簿の作成

(研修)

17. 本会は、会員・役員・委員長・副委員長・部員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

＜改定案＞

第一章 総 則

3. 本会は活動を充分にするためにクラス委員会を置く

第五章 役員・正副委員長・部員

1. 本会に次の役員を置く。

○相談役 校長

(1)会長 1名 (保護者)

(2)副会長 3名 (保護者2名・副校長)

(3)書記 3名 (保護者2名・教職員)

(4)会計 2名 (保護者1名・教職員)

(5)会計監査 2名 (保護者1名・教職員) 計 保護者7名、教職員若干名

2. 役員の任期は原則二年とする。但し会長は三年を限度とする。補欠者の任期は、前任者の残余期間とする。

4. 本会にクラス委員を置く。

5. 役員、クラス委員の選出は次による。

(2)選挙管理委員会は2名選出し、その年の役員をあわせて構成する。

(3)役員会が各学年のクラス委員選出人数を指定し、各学級または学年より保護者会で選出する。任期は一年とする。

6. 各役員、クラス委員の任務は概ね次の通りとする。

(6)各クラス委員は会務の推進を図ると共に運営委員会に提出する議案を作成する。

(7)各クラス委員はクラス委員会の会務を分担する。

第六章 会 議

1. 本会は次の通り会議を開く。

(2)運営委員会は総会に次ぐ決議機関とし、役員及びクラス委員をもって構成し、総会に提案する原案の作成、各班より提出された議案等重要事項を審議し調整する。召集は会長が行う。

(3)クラス委員会は役員が召集する。

第七章 事 業

1. 本会は次の事業を行う。

- (1) 学級児童の幸福と会員相互の意識の向上と親睦を図り意見を収集し本会に反映する。
- (2) 会員相互の意識向上を図ると共に会報を発行し情報の伝達と意見の交換を図る。
- (3) 校外における児童の健全育成のために情報収集等を行い本会に反映する。
- (4) 学校行事またはP T A活動において児童の安全を図るとともに円滑な活動の為の補助を担う。

運営系田貝り

1. 事業運営に関する細則

第7章の事業運営に関し、クラス委員会は次の活動を行うものとする。また、各クラス委員は委員会の活動の他、P T A活動全般について相互協力する。

がっしー便り発行、地域パトロールの実施、「こども110番継続のお願い」配布作業、
公開授業・運動会・学習発表会などの受付、イベント企画・実行、夏祭りのお手伝い等
バレーボール（新河岸V. C.）の練習及び板橋区小学校P T A連合会バレーボール大会への参
加等

個人情報取扱及見貝り

(取扱者)

4. 本会における個人情報データベースの取扱者は、役員・選挙管理委員・クラス委員とする。

(利用)

8. 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

(3) 会員・役員・クラス委員等の名簿の作成

(研修)

17. 本会は、会員・役員・クラス委員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

【第7号議案】

教職員の会費についての明示、退会時の返金について明記する。

併し、第四・八章、運営細則3を変更する。

PTA会則改定案2（教職員の会費、退会時の返金）

第四章 会員

3. 本会は自由意志で入会し、また退会できる。

(3) 転居または自由意志による本会の退会希望者は、退会届を提出する。

第八章 会計・経理

2. 本会会費は一世帯あたり年間1700円（PTA保険料年間200円を含む）とする。但し、中途入会または中途退会の場合は、会費に関する細則による。また、災害、緊急事態宣言等の理由で年度内の活動の停止が見込まれる場合については、役員の協議により微収の有無、額の検討を行うこととする。

3. 会費の使途

①各委員会活動費

運営細則

3. 会費に関する細則

(2) 転入生等中途入会の場合の会費については、月あたり125円（PTA保険料年間200円別途）とし、入会月から年度末までの会費を納める。

(3) 年度途中で退会する場合は、退会翌月から年度末までの会費を月あたり125円返金する。返金方法は学校と相談の上、決定する。

<改定案>

第四章 会員

3. 本会は自由意志で入会し、また退会できる。

(3) 転居または自由意志による本会の退会希望者は、退会届を提出する。（転居者は、転出日の翌月末までに提出すること）

第八章 会計・経理

2. 本会会費は一世帯あたり年間1700円（PTA保険料年間200円を含む）、教職員1500円とする。但し、中途入会または中途退会の場合は、会費に関する細則による。また、災害、緊急事態宣言等の理由で年度内の活動の停止が見込まれる場合については、役員の協議により徴収の有無、額の検討を行うこととする。

3. 会費の使途

① クラス委員会活動費

運営会員

3. 会費に関する細則

(2) 転入生等中途入会の場合の会費については、月あたり125円（PTA保険料年間200円別途）とし、入会月から年度末までの会費を納める。

(3) 年度途中で退会する場合は、退会翌月から年度末までの会費を月あたり125円返金する。退会届の提出がなければ返金は行わない。（第四章3. (3) 参照）返金方法は退会届に記載された口座へ振込とする。

【第8号議案】

廃品回収実施の取りやめに伴い、運営細則4を削除、運営細則5を変更する。

会則内に記載のあったPTA総合保障制度についてはPTAホームページに掲載するため削除。

PTA会則改定案3(その他)

運営系田貝り

4. 廃品回収に関する細則

~~資源保護とPTA事業活動の資金補填の為、会員と地域が協力して廃品回収を行う。~~

~~(1) 実施日：役員会で定められた日に行う。(雨天決行)~~

~~(2) 方法：収集場所を定め、学級ごとに担当月を決めて回収作業を行う。~~

~~(3) 収益金の用途：①物品等で子ども達へ還元する。~~

~~②新入生・卒業生に祝いの品を贈る。~~

~~③その年の収益金に余剰金が出た場合、一部を募金等に充てることができる。~~

~~④周年行事の積み立て金の一部とする。~~

~~(4) 会計報告：定期総会時に会計よりPTA会計とは別に収支会計報告を行う。~~

5. PTA会費及び廃品回収を除く収益に関する細則

(1) PTA事業活動の資金補填の為得られた収益は、廃品回収の収益入金口座に充当する。

PTA総合保障制度【1世帯あたり会費200円の場合】

以下略

<改定案>

運営系田貝り

4. PTA会費の収益に関する細則

(1) PTA事業活動の資金補填の為得られた収益は、PTA口座に充当する。